

# 2023 年度当初予算に対する重点要望(回答付)

## 1.コロナ化を踏まえた区政運営に転換を

### (1)行財政について

- △ 1. 補助金の10%シーリングにより削減された事業について、元の予算に戻すこと。
- 2. 基金への積み立て優先をやめること。
- 3. 現金給付事業をさらに拡充すること。
- △ 4. 国保年金課や福祉事務所の窓口委託、及び事業の民間委託の拡大を行わないこと。
- 5. 生活権を奪う差押えは行わないこと(保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料・区民税に関して○)。
- 6. 区長の退職金制度を廃止すること。

### (2)職員に関して

- 1. 職員定数のあり方について、感染症や自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成をふまえ、必要な人員を増やすこと。
- 2. 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。
- 3. 職場並びに管理職の男女均等配置の方針を持つこと。
- 4. 住居確保給付金、緊急小口資金や総合支援資金等の事業終了により、生活保護制度の利用増加が見込まれることから、ケースワーカーや事務職員を増やし(○)、執務スペースを確保すること(△)。合わせて、10万人に1か所となるよう福祉事務所を新增設すること(△)。
- 5. 保健所及び健康福祉センターについて、一時的・臨時的ではなく、恒常的に検査技師、看護師・保健師、医師を増やし、事務職員も含めた体制強化を図ること。また、兼務体制はやめること。
- 6. 会計年度任用職員の代替配置はやめて、正規職員を配置すること。

### (3)まちづくりについて

- 1. 大山のまちづくり・JR板橋駅・上板橋駅南口・高島平グランドデザインの再開発事業は見直し、コロナが収束するまで立ち止まること。収束後改めて、住民参加を前提にし、コロナ禍の経験も踏まえ、街や住宅のあり方を再検討すること。
- 2. 区営自転車駐車場の指定管理者制度については、全面的に見直し、区直営にすること。
- 3. いたばしNo.1実現プラン2025で年2か所の改修としている、公園公衆トイレ改築は、前倒しで進めること。
- 4. 大山駅東地区まちづくりについて、既設の『まちづくり協議会』含め、地域の方々との協議を行うこと。
- 5. 大山まちづくりのクロスポイント地区の権利変換計画について、住民との協議を丁寧に行うこと。

6. 高島平のまちづくりについては、住民の意見を反映し、公共施設整備計画を優先すること。
7. まちづくり優先の区政運営を改め、事業を一時凍結し、区民生活を支える施策に予算を振り替えること。

#### (4)公共施設の再編整備計画について

1. 旧保健所の再整備計画の先送りによって、行政運営が滞ることの無いよう、必要な執務スペースの確保(△)及び職員の配置(○)を行うこと。
2. 公共施設の再整備計画(エリアマネジメントおよび旧高七小周辺の公共施設)については、需要に見合った計画に改めるため、区民参画で計画を見直すこと(△)。また、旧高七小跡地の UR 及び民間事業者との三者共同による基本構想・基本計画づくりを公開し、住民参加で進めること。

#### (5)住宅政策について

1. 公営住宅の住戸を増やすこと。また、住宅の間取りについて、1DKを2DKに改善すること。
2. 『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、戸数を増やさない方針及び高齢者住宅の廃止方針は撤回し、住宅確保要配慮者の世帯数に基づいて設定すること。
3. 区内に新規で建設される住宅(集合住宅含む)については、最低居住面積水準を満たすよう促すこと。
4. けやき苑廃止により区営住宅へ転居する方の家賃や共益費は、従前と同等にすること。
5. 民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
6. 区営住宅について、生活支援員を配置すること。
7. 空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう公営住宅として提供すること。

## 2.分野別の政策について

### (1)ジェンダー平等を進める取り組みについて

1. すべての区民の人権を守り、保障することを区として宣言すること。
2. 公共施設(区役所○、学校施設△、保育施設△)の個室トイレに生理用ナプキンを配備すること。
3. 保育施設(△)やあいキッズ、学校施設(△)や集会所(△)等、すべての公共施設について、男女別及び誰でもトイレを整備すること。
- △ 4. パートナーシップ条例を早急に制定すること。また、事実婚(同性・異性に関わらず)を選択している区職員(会計年度任用職員を含む)に対しては、婚姻届けを提出した場合と同等の権利(休暇等)が与えられるようにすること。
- △ 5. 虐待やDVについて、相談体制を拡充し、緊急避難先を確保すること。
- 6. ハラスメント防止について、会計年度任用職員含め区職員への研修を強化し、相互理解を深めると。また、公務労働に携わる民間事業者や従事者の研修の充実や区の相談窓口の周知を図ること。
- △ 7. ケアラー(ヤングケアラー含む)の実態を把握し、支援計画を策定し、合わせて条例を制定すること。

### (2)生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

1. エアコンの電気代の軽減のために夏季加算を法外援護事業として実施すること。また、法外援護事業を縮小しないこと。
2. 低所得世帯に対し、エアコンの電気代助成や物価高騰への対策として、給付金を支給すること。
4. 国保、介護、後期高齢者各制度の保険料について、国の制度に上乗せし、保険料のコロナ減免を行うこと。また、差し押さえや資格証の発行は行わないこと。

### (3)障害児者の福祉施策について

- △ 1. 医療的ケア児を含むすべての障害児を対象とした児童発達支援センターを設置すること。
- ◇ 2. 障害者総合支援制度におけるサービスについては、本人非課税まで無料とすること。
- △ 3. 福祉就労施設の工賃を抜本的に引き上げられるよう支援すること。
- 4. 現在区が採用していない知的障害者の方を、雇用できるよう各課の職員体制を強化すること。あわせて法定雇用率を守ること。
- △ 5. 「親亡きあと」の対策として区内に入所施設、重度重複のグループホーム、緊急一時保護施設を設置すること。また赤塚ホームを重度重複児者が利用できるよう、人の配置を増やすために必要な指定管理料の引き上げを行うこと。
- △ 6. 区立福祉園の民営化を行わないこと。
- 7. 職員の研修を強化し、専門性が高められるよう支援すること。
- △ 8. 発達障害者支援センターについて、日曜日と夜間の利用が可能となるよう職員を配置し、必要な予算を確保すること。
- △ 9. 就学前の療育施設に通所している障害児の給食費を無償とすること。

- ◇10. 放課後等デイサービスに対し、施設運営のための財政的支援を行うこと。また、保護者や事業者で働く職員のための相談窓口を設置すること。
- △11. 物価高騰の影響を受け、給食費等が引きあがっていないか事業所や施設の実態を把握し、引上げあるいは質と量の低下が起きないように必要な支援を行うこと。

#### (4)医療・介護について

- △ 1. 国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくすこと。
- ◇ 2. 高齢者や障害者の福祉現場で働く人を確保するために、人材育成事業として職員の処遇改善や研修費の助成などを拡充すること。
- 3. ホームヘルパーの派遣など介護保険外の施策を実施すること。
- 4. 居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
- 5. 重度及び低所得者の入所を受け入れている特別養護老人ホームへの上乗せ支援をすること。
- 6. 第8期介護保険事業計画最終年度である新年度の介護保険料を引き下げること。
- 7. コロナ対策として受けた「協力金」については収入認定されたため、住民税、医療・介護の保険料や医療費窓口負担が大きく引き上がり生活が逼迫している。減税及び軽減策を実施すること。
- △ 8. 地域包括支援センターにおけるハラスメントなどの問題について、実態調査と対策を実施すること。

#### (5)子育て支援について

- 1. 子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。
- 2. 区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。
- 3. 認可保育園の保育料の引き下げを図ること。認証保育所保育料への助成制度は、認可保育園保育料との差額補助とすること。
- 4. あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。
- 5. 児童館は、児童厚生施設としてふさわしく、0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、発達・成長段階に応じた、事業の充実を図ること。
- 6. 家庭福祉員を含め、小規模な保育施設に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。
- 7. 子ども家庭総合支援センターの体制について、児童福祉司・児童心理司等の専門職を増やし、一人当たりの担当件数を20件以下にすること。
- 8. 子どもの医療費助成制度について、入院時食事代【食事療養費】も無料にすること。
- 9. 児童手当や高校授業料無償化制度等における所得制限を撤廃すること。また、子の住民票が区外であっても、主な養育者が区内在住であれば助成の対象とすること。
- 10. 子育て施設における感染症予防対策のため、現状以上にスペースを確保し、人員の増配置、衛生品の確保等を行うこと。また、臨床心理士などのカウンセラーを幼稚園(○)だけでなく、児童館・保育施設にも派遣すること。

## (6)教育環境の充実について

1. 学校教育にかかる保護者負担を把握し、負担軽減をはかること。特に、学校給食費は無償化すること。
- △ 2. 学校施設改修について、実施計画の件数及び対応校を増やすこと。
3. 現行の小中一貫校設置については再考し、志村小学校は現地で建て替えること。また、学校の統廃合を行わないこと。
4. 教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のため教職員の増員をはかること。
- △ 5. 教職員の変形労働制を導入しないこと。
6. 特別支援教室の巡回指導を充実させるため、複数教室の確保、教員及び補助教員の増員を図ること。
7. 特別支援教室の教員配置について、12対1を従前の10対1に戻すこと。
- 8. 特別支援教室、特別支援学級の担任、担当の教員に対し、障害児の発達、障害別の特性など、専門性をきちんと兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化、人材育成の強化をはかること。
9. 子どもの数が増えている状況や過密・過大校対策、あいキッズ活動室や特別支援教室の確保などを踏まえた「魅力ある学校づくりプラン」とし、全学年での35人学級を前倒しで実施すること。
10. 各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。
11. ことばの教室に、言語聴覚士を配置すること。

## (7)産業支援について

1. 区内の中小零細事業者への生活実態も含めた悉皆調査を区職員が行い、政策に反映させること。
2. 売上が減少した中小業者へのリース代、設備費、家賃など固定費への補助を実施すること。
- 3. 小規模事業者登録制度について、区内中小業者に対しわかりやすい説明と各所管課での受注の拡大に目標をもって取り組むこと。
4. 個々の商店街の実情に合った個別支援を行うこと。
5. 住宅リフォーム助成、商店リニューアル助成を検討、実施すること。
6. 公契約のもとで働く労働者の賃金が適正に支払われるよう、公契約条例を制定すること。
- 7. いたばしアーティストバンクの登録団体や個人に対し、インボイスの影響について聞き取り調査を実施すること。
- ◇ 8. インボイス制度の導入によって、シルバー人材センターで働く人たちの報酬が引き下がらないようにすること。

## (8)災害対策について

1. 災害対策基金を予防対策に活用すること。
- △ 2. 避難所について、一人当たりスペースを1.65㎡から4㎡に段階的に引き上げ、必要な避難所を新たに増やすこと。また、LGBTQの方など、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。

3. ペット同伴の避難者に対し、避難所の建物内で一緒に過ごすことができるスペースを確保すること。

## (9)環境について

1. ゼロカーボンシティ宣言の趣旨に則し、省エネ・再エネ普及のための助成制度を区独自で実施すること。
2. アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。
3. 緑被率や公園率について、グリーンプラン2025で掲げた目標を実現するための手立てを講じること。

## (10)文化・スポーツについて

1. 集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。
- 2. 区内文化団体への支援を拡充し、区民が文化に触れる機会を拡大するため、公演の場を拡充すること。また、公演に対する助成を行うこと。
- △ 3. 区民が気軽に、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、利用ルールの見直しや施設の新増設を図ること。
- △ 4. 区立の文化施設について、利用者の要望を踏まえ、音響機器などの改善をはかること。また、文化会館小ホールについて、防音設備を改善し、大会議室及び練習室の利用制限にならないようにすること。
- 5. 文化会館、グリーンホールの運営について、文化芸術活動の水準が引きあがるよう、専門性を持った職員を育成、配置すること。
6. 小豆沢野球場、城北野球場、徳丸が原野球場でのグランドゴルフ使用について、有料化しないこと。
7. 東板橋少年野球場及び赤塚体育館に併設されている少年野球場について、有料化しないこと。

## (11)平和について

- △ 1. 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を充実させること。
2. 区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと。
3. 中学生平和の旅事業について、新年度も各学校2名で予算化すること(○)。また、派遣を沖縄へも拡大すること。
4. 区民の個人情報を本人の許可のないまま自衛隊に提出しないこと。

以上